情報ファイル

information file

相談

相談は無料、秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。

人権相談

児童や高齢者の虐待、差別など市民の基本的人権が侵害されることのないよう監視し、もしこれが侵害された場合に、速やかに適切な処置をとるため、市では法務大臣から委嘱された5人の委員が相談を受けています。

相談日　毎月第1木曜日
午後1時～3時
ところ　市役所1階相談室
問合せ先
市民生活グループ
☎52-1111（内線264）

行政相談

10月21日(月)から27日(日)は、行政相談週間です。

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受けた、皆さんの身近な相談員です。

問題を解決するため、相談に応じて、助言などを行います。

相談日　毎月第1木曜日
午後1時～3時
ところ　市役所1階相談室
問合せ先
市民生活グループ
☎52-1111（内線264）

消費生活相談

悪徳商法や商品・サービスに関する消費生活上のトラブルを解決するため、専門の相談員が相談に応じて、助言などを行います。

相談日　毎月第2金曜日
午後1時～4時
ところ　市役所1階相談室
問合せ先
市民生活グループ
☎52-1111（内線264）

労働相談

職場での悩みごと、困りごとなど、あらゆる労働問題に応えるため、労働相談窓口を開設しています。

◆一般相談

相談内容　解雇、賃金、退職金、労働時間、就業規則、労働契約、人間関係などのあらゆる労働問題
相談方法　西三河県民事務所へ来庁または電話
専用電話
☎0564-26-6100
相談時間　午前9時～午後5時30分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く。）

◆巡回相談（要予約）

とき　毎月第2水曜日
午後1時～4時
相談方法　西三河事務所職員が高浜市へ出向き、相談に応じます。
ところ　市役所1階相談室
問合せ先
西三河県民事務所産業労働課
☎0564-27-2782

無料調停相談（愛知県民事・家事調停協会連合会）

裁判所では、宅地や家屋の貸し借り、売掛代金の請求、自動車事故などによって生じた民事上のもめごとや、夫婦間の問題、遺産相続などをめぐる家庭内、親族間のいろいろな問題を円満に解決するための手段として調停を行っています。

調停委員の団体である愛知県民事・家事調停協会連合会が主催して、調停手続の説明をし、相談を受けることにしています。

※予約不要、当日先着順
※相談は20分程度

とき　11月5日(火)
午前10時～午後3時
ところ　岡崎商工会議所会館2階中ホール（岡崎市竜美南一丁目2番地）
問合せ先
名古屋家庭裁判所岡崎支部庶務課
☎0564-51-8972

国民健康保険多重債務者相談

国民健康保険加入者で、多重債務に苦しんでいる方を対象に、愛知県国民健康保険団体連合会が専門相談員（弁護士）による無料相談を実施します。

消費者金融などの貸金業者から、過払い金を回収して国民健康保険税などの滞納分に充て、多重債務の解消とあわせて滞納市税の解消ができる場合がありますので、借金の整理などに関することは何でも相談してください。

※相談は予約制
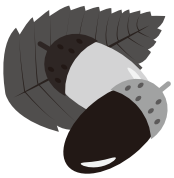
とき　11月16日(土)　午前9時～正午、午後1時～4時
ところ　市役所第4会議室
申込・問合せ先
市民窓口グループ（国民健康保険担当）
☎52-1111（内線261）